

令和2年度(2020年度)第4回北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会議事録

1 日時 令和2年(2020年)10月27日(火) 午前10時00分～午前11時30分

2 場所 北海道庁別館5階大会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 大平 義隆 (北海学園大学経営学部教授)
副部会長 田村 愛美 (税理士スクエア会計事務所税理士)
特別委員 高橋 翔 (北海道大学大学院工学研究院准教授)
特別委員 齋藤 健一郎 (小樽商科大学准教授)
特別委員 紺野 裕乃 ((一社)北海道開発技術センター 首席研究員)
特別委員 津軽 祐一 (岩見沢市立総合病院事務部管理課庶務係)
特別委員 辻村 憲一 (小樽建設事業協会事務局長)

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	村上 浩
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	堀 剛一
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	片山 史麻
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	木村 雅暢
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	菊地 尚美

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課課長補佐	杉田 伸司
経済部地域経済局中小企業課商業振興係専門主任	斎藤 尚子
経済部地域経済局中小企業課商業振興係主任	菅野 貴大

4 傍聴者 なし

5 審議事項

「ツルハドラッグ大麻中央店・バースデー江別店」法第5条第1項(新設)の届出について

6 発言要旨

(1) 「ツルハドラッグ大麻中央店・バースデー江別店」に関する届出について、事務局から届出の概要説明及び9月8日に開催した第3回審議会における第一部会からの質疑照会に対する回答を行った。

ア T字路について

1. 店舗右上T字路にて、交通量調査を行っていない理由は何か。

(回答)

丁字路交差点の縦の道路(大麻南樹町7号)は主として地域住民の日常生活に利用される道路であり、押しボタン式信号機が設置されている。また、前面道路(東雁来江別線)の交通量は、左右の交差点においてほぼ同数であると考えられるため、交通量の多い交差点(東雁来江別線×兵村12丁目線)の調査を実施、店舗開店後の影響を検討した。

2. 出入口2と店舗右上の丁字路が近いため、オープン後、近隣住民による手押信号の利用増加で丁字路が混雑するのではないか。

(回答)

混雑が予想される場合、交通整理員を配置するなどしてスムーズな誘導、歩行者、自転車の安全確保に努める。

3. 交通量や店舗を利用する歩行者が増えることにより、丁字路で事故が生じることはないのか。

(回答)

店舗への来客車両に対しては、歩行者注意等の注意喚起看板を設置するほか、混雑が予想される場合、交通整理員を配置するなどしてスムーズな誘導、歩行者、自転車の安全確保に努める。

イ 冬期堆雪場について

1. 冬期堆雪場がないとのことだが、降雪期も駐車場台数は確保できるのか。

(回答)

都度除排雪を実施し、駐車台数の確保に努める。

2. 排雪が遅れた場合の堆雪はどのように対応する考えか。

(回答)

計画的な除排雪を実施し、開店時間までに終了する予定だが、万が一遅れた場合には、排雪業者や店舗従業員が来客車両を誘導するなど安全を確保し、できるだけ、迅速に除排雪を完了させる。

3. 冬期堆雪場がないことで、駐車場内が窮屈となることが想定されるが、安全確保への対応はどのように考えているか。

(回答)

都度除排雪を実施し、駐車台数の確保に努める。除排雪は開店時刻前には終了する予定だが、万が一遅れた場合には、排雪業者や店舗従業員が来客車両を誘導するなど安全を確保する。

ウ 駐車場内の安全確保について

1. バースデイは、こども連れ家族等が顧客対象であるが、駐車場内における子どもの安全確保対策はどのように考えているのか。

(回答)

バースデイ店舗入口の駐車スペースの間には幅 8m以上のスペースを取っており、正面ファサード、歩行通路も設けている。

2. ツルハ及びバースデイの各店舗駐車場内における人身事故等の発生状況について、件数や概要に関する情報をご提供いただきたい。

(回答)

バースデイについては、直近1年間の北日本地域における事故報告は2件。2件ともに東北地方で、事故原因は運転者の不注意による単独自損事故（車止め縁石への乗り上げ、乗入口ポールへの追突）となっている。北海道地域での事故報告はない。また、バースデイは北日本地域において直近1年間に人身事故の報告はない。

ツルハについては、過去2年間で物損、人身事故の報告はない。

エ スケジュールについて

1. 届出書 p 78 のスケジュールにおいて、「2019 年」との記載があるが、これは過去に予定していたスケジュールで本計画のものではないのか。それとも、単なる「2020 年」の誤記か。

(回答)

ご指摘通り、誤記である。

2. 建築工事が9月末で終わることとなっているが、新設日は12月でその間は何をすることを想定しているのか。

(回答)

店舗の内容工事、商品搬入、開店準備などを想定している。

オ 店舗面積の算定について

休憩スペースの間仕切りはどのようなものになるのか。

(回答)

一部に天井までの壁、及びH1900の壁で区切られており、壁がないところには店舗側に商品棚を並べて区分している。

カ 隣接地への配慮について

届出書 p 46 では、バースデイ江別店における空調機⑥—⑧及び排気⑨—⑪が隣接地側に設置されているが、敷地境界線まで0.8メートルほどの距離しかないため、排気が隣地に直接入ることが想定される。排熱の配慮はどのように考えているのか。

(回答)

金属製フード（防火シャッター付き）を設置し、下向きに排気する。

- キ 施設配置図等では「介護老人福祉施設」となっているが、p 24 や 26 などにおいては「介護老人保健施設」となっている。どちらが正しいのか。

(回答)

介護老人保健施設が正しい。

- ク 建築の確認申請等は棟ごとに申請をしているのか。その許可はもう降りているか。

(回答)

棟ごとに申請している。ツルハ棟は令和2年7月15日に確認済み、バースデイ棟については令和2年5月7日に確認済みとなっている。

- ケ 立地場所について、もともとは何が建てられていたのか。

(回答)

北海道職員住宅。

コ 一の建物について

前回の審議会における「一の建物」に係る質問に対し、今回の案件は、同一敷地内に二つの店舗があり、公道に出ることなく店舗間を行き来可能なことから、施行令第1条の「一の建物とその附属建物をあわせたもの」として、「一の建物」に該当するとの回答があった。片方の店舗の倉庫等なら附属建物と考えられると思うが、所有も業態も全く異なる店舗が附属建物といえるのか。「一の建物」とはいえないのではないか。

(回答)

大店立地法上、「一の建物」に該当する。今回の案件については、本来各店舗では届出

がいないところを、大店立地法上は周辺環境への影響の有無が重要であることから、一体のものとして届出を求めている。その際、所有、管理の主体が同一人であるか否かを問わないものとしている。また、コンビニとスーパーマーケット等、全く異なる店舗であっても、施行令第1条に該当するものであるなら、「一の建物」に該当する。

(2) 道警への照会

9月8日に開催した第3回審議会における第一部会から要望のあった道警への質疑照会に対する回答の説明を行った。

ア 北海道の小売店舗の駐車場内における人对車両の事故の発生状況（過去3年間）

イ 上記事故における事故の要因別割合

(回答)

小売店舗の駐車場内に限定した交通事故に関する統計が存在しないため、回答できない。

ウ 大規模小売店舗出店計画に係る事前協議（説明）時における駐車場内の安全対策に関する指導の有無（有の場合はその内容）

(回答)

事前協議時には、駐車場内の安全対策に関する指導を行っている。指導内容については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき、交通の安全と円滑を確保する観点から、効率的な駐車場形式の選択、敷地内における入庫待ちスペースの確保、出入口の数及び位置の調整等になる。なお、ツルハドラッグ大麻中央店・バースデイ江別店との協議状況については、令和2年4月17日付け、同店の大規模小売店舗届出書「Ⅲ. 関係行政機関との協議状況」のとおりである。

(3) 質疑・発言

(委員A)

バースデイについては、乳幼児連れの家族等が利用者として想定されており、本案件については、駐車スペースの配置が敷地内に窮屈に配置されていることから、冬期に雪が堆雪した際、子どもに対する危険があるのではないかと危惧される。しかし、この点について、道警からの回答や、事業者からの駐車場内の人身事故の発生状況についての回答を受け、これ以上の議論や意見はしないが、特別に混雑が予想される日等、事業者、設置者には人身に対する安全への配慮について重ねてお願いをしたい。

また、指針には記載がないものの、寒冷地のローカルルールとして、除排雪による騒音についても配慮が必要になるケースがあると思う。その点から、本届出書においては、除排雪を深夜早朝には原則しない等の記載がされており、積極的な配慮がされている点は評価すべきである。こうした届出書の内容を継続的に遵守していただきたい。

それに加え、団地側の出入口を作らないこと、道警からの指摘で周囲にバリケードを設置する等があったが、こうした点も非常に配慮がなされており評価すべき。

1点確認だが、夜間の音源毎騒音レベルの予測結果の a3、排気⑨について、58 デジベルとなっているが、この数字の根拠は届出書のどこに記載されているのか。届出書の p 65 のカタログによると、排気⑨は 50.5 デジベルとなっている。58 デジベルというのは空調機⑤のことではないか。そうだとすると、建物との距離が異なるので、問題はないのか。

(事務局)

夜間の騒音レベル最大値の予測については、届出書 p 57 に記載されており、基準距離騒音レベル等というのはカタログに記載されているデジベル値である。そこから、各々の計算式によって、最終的な予測結果が 58.46 デジベルとなっている。

(委員B)

今回、回答がわかりやすくなされていたので非常に良かった。設置者、事業者ともに、共

通認識として、安全な店舗運営に努めていくということをしかりと遵守してもらいたい。

今回の案件について、9月末に建物ができあがるということで、注意喚起の看板の設置や公園側の緑地、バリカーの設置等、全て完成しているかと思うが、その点は現地確認をされるのか。

(事務局)

通常であれば、審議会前に現地確認をし、その際に建物や看板等が完成していれば、その段階で確認をする。完成していない場合、その後もう一度現地に赴き確認するというのは、通常行っていない。

(部会長)

他に発言はないか。意見等なければ、当該届出に対する第一部会としての意見をとりまとめたいと思うが、意見なしということで良いか。

(全員)

異議なし。

(部会長)

別添の答申文のとおり答申することに決定する。

(4) 石狩振興局から、「千歳アウトレットモール・レラ」の第6条第2項(変更)の届出について、事務的説明を行った。

(5) 空知総合振興局から、「イオン三笠ショッピングセンター」の第6条第2項(変更)の届出について、事務的説明を行った。

7 その他

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり。届出事項に関する事務的説明についての議事の詳細は非公開とする。